

第 71 回 全国労働衛生週間のご案内

本週間 2020 10 / 1 ▶ 7 準備期間 2020 9 / 1 ▶ 30

〈主唱：厚生労働省・中央労働災害防止協会〉

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

昭和 25 年（1950 年）の第 1 回実施以来、今年で第 71 回を迎えます。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

〈スローガン〉

みなおして
職場の環境
からだの健康

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、例年 9 月に開催されている池袋労働基準監督署など主催による説明会は中止になりました。

- 期 間 令和 2 年 10 月 1 日から 10 月 7 日まで
なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とします。
- 主唱者 厚生労働省／中央労働災害防止協会
- 実施者 各事業場

実施者（各事業場）の取り組み等が書かれた全国労働衛生週間実施要綱は、中央労働災害防止協会のホームページをご覧ください。

※中災防作成の用品カタログを同封しています。

中災防 検索 🔍



（中央労働災害防止協会キャンペーンチラシ表紙）



十月一日〜七日
全国労働衛生週間

改正高年齢者雇用安定法 ～70歳までの就業機会確保～ (2021年4月1日施行)

少子高齢化が進む中、社会の労働力確保に向けて働く意欲がある高年齢者が能力を發揮できるよう、企業の環境整備が求められる改正高年齢者雇用安定法が来年4月より施行されます。

現行の高年齢者雇用確保措置では65歳まで従業員を雇い続ける義務があり、方法は下表の①～③のいずれかを実施している必要があります。新たに施行される新設の高年齢者雇用確保措置では70歳までの就業機会の確保(①～③)もしくは、新たに追加された雇用以外の措置としての④業務委託契約を結ぶ制度の導入、⑤企業が実施、委託又は出資する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入が努力義務となります。

※④、⑤の雇用以外の措置をとる場合には、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た上での導入が必須になります。

現 行 (65歳までの義務)	新 設 令和3年4月1日 施行 (70歳までの努力義務)
<高年齢者雇用確保措置>	
① 65歳までの定年引き上げ	① 70歳までの定年引き上げ
② 65歳までの継続雇用制度の導入 {特殊関係事業主(子会社・関連会社等)によるものを含む}	② 70歳までの継続雇用制度の導入 {特殊関係事業主に加えて、 <u>他の事業主</u> によるものを含む} ●他社への再就職
③ 定年廃止	③ 定年廃止
<創業支援等措置(雇用以外の措置)> (労働者の過半数を代表する者等の同意を得て導入)	
/	④ 高年齢者が希望するときは、 <u>70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入</u> ●フリーランス契約 ●起業支援 等
	⑤ 高年齢者が希望するときは、 <u>70歳まで継続的に</u> a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業に従事できる制度の導入 b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入 ●NPO活動への資金提供等

詳細につきましては厚生労働省の専用ページ「高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～」をご確認ください。



【新規】 新型コロナウイルス感染拡大防止事業助成金

〈公益財団法人板橋区産業振興公社〉

板橋区内の中小企業・個人事業主を対象にした助成金。アフターコロナ・ウィズコロナ時代の新しい常態に適應するために要した費用の一部が助成されます。

■申請期限 令和2年12月28日（※発注先がすべて区内企業の場合は4/5を助成。期限前でも予算がなくなり次第終了します。）

助成対象経費

① 新型コロナウイルス感染拡大防止の目的で購入した物品・工事費等

例] 飛沫防止アクリル板、非接触型体温計、消毒装置の購入、間仕切り
の設置、換気設備等

〈消毒用アルコール液、マスク・フェイスガード、老朽化に伴う設備更新等は対象外です。〉

② テレワーク環境の構築のために要した経費

例] PC・タブレット購入経費（周辺機器を含む）、システム構築費、
ソフトウェア使用料等（リース代等は令和3年2月まで）

〈※通信費、レンタル費用、スマートフォン等は対象外です。〉

詳細は板橋区産業振興公社ホームページをご覧ください。

URL : <https://itabashi-kohsha.com/archives/14765>

板橋公社 検索 🔍



助成限度額
最大 20万円
助成率 1/2以内
※最大4/5

【新規】 営業活動促進事業助成金

〈公益財団法人板橋区産業振興公社〉

板橋区内の中小企業・個人事業主を対象にした助成金。アフターコロナ・ウィズコロナ時代の新しい“営業形態”を見据え、動画制作や広告掲載等の事業PR、市場調査等により販路拡大を目指すための費用等対象になります。

■申請期限 令和2年12月28日（※発注先がすべて区内企業の場合は4/5を助成。期限前でも予算がなくなり次第終了します。）

助成対象経費

- 【印刷物制作委託費】 製品PR用等の印刷物制作委託費（上限10万円）
 - 【広告掲載費】 新聞（新聞折込を含む）・雑誌、公共交通機関の広告等（上限10万円）
 - 【市場調査委託費】 自社製品にかかる市場調査委託費（上限10万円）
 - 【サイト制作委託費】 自社ホームページや自社ECサイトの構築費（上限20万円）
 - 【動画制作委託費】 自社や自社製品等のPR用動画の制作委託費（上限20万円）
- 〈※備品・消耗品購入費、通信費、維持管理費等は対象外です。〉

詳細は板橋区産業振興公社ホームページをご覧ください。

URL : <https://itabashi-kohsha.com/archives/14918>

板橋公社 検索 🔍



助成限度額
最大 20万円
助成率 1/2以内
※最大4/5

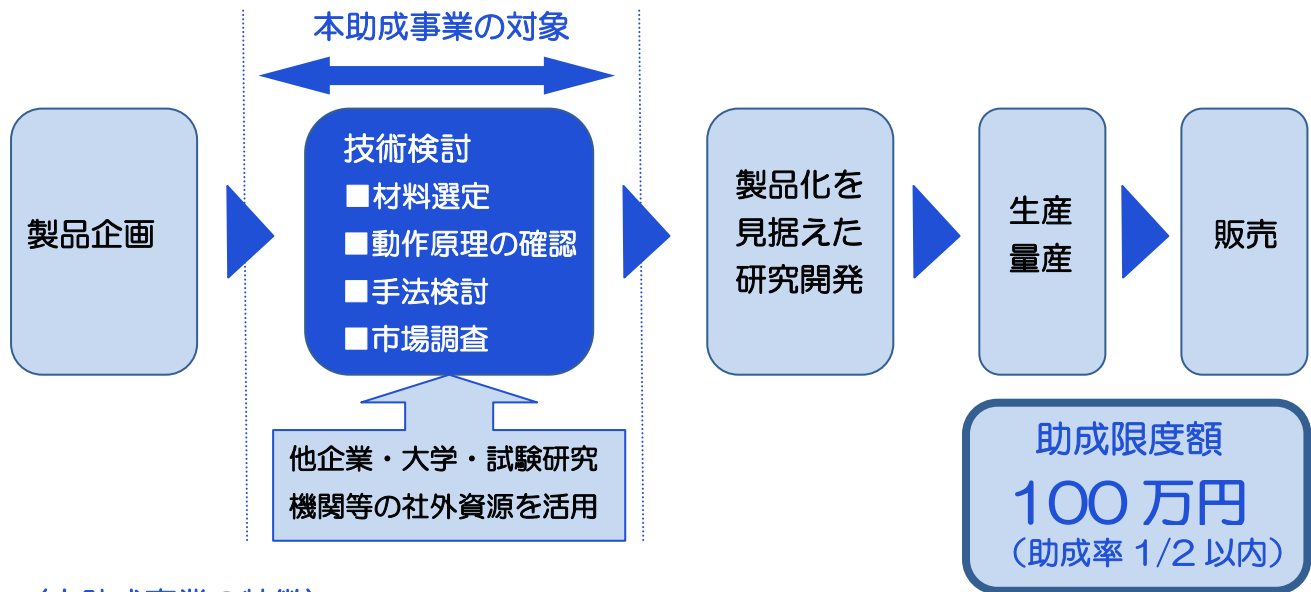
都公社 令和2年度製品開発“着手”支援助成事業

〈公益財団法人東京都産業振興公社〉

この事業は、新たな製品・技術開発の前に考えなくてはならない、素材や機能、手法等、開発要素の技術検討に要する経費の一部を助成する事業です。

助成事業の対象

製品・技術開発を実施する前の、社外資源（他企業・大学・試験研究機関等）を活用した技術的課題の検討



〈本助成事業の特徴〉

- ・技術検討の実施自体が対象です。（検討の結果の方向転換等は可能）
- ・検討に要する原材料費や、加工・依頼試験等の経費に加え、想定顧客のニーズ調査に使える市場調査費用も助成対象（交付申請額の内 25 万円まで）
- ・創業年数、業種の指定なし（創業予定者も申請可）

〈活用例〉

- ・様々な素材・材料を検討して使用する部材を選定したい
- ・動作原理を確認したい
- ・開発手法や設計仕様を検討したい
- ・複数のエンジンやアルゴリズムから最も効率的な計算処理方法を検討したい

〈助成事業の流れ〉

「HP～から申請エントリー（9/1～10/9）」→「郵送で申請書類提出（10/1～10/9）」→「一次審査・二次審査・総合審査（10月～12月）」→「交付決定（1月）」→「支援開始（1月）」

詳細は募集要項でご確認ください。
募集要項・申請書様式は都公社ホーム
からダウンロードすることができます。

〈助成事業の内容〉

申請資格：令和2年10月1日現在、都内に登記簿上の本店又は支店があり、都内で実質的に1年以上事業を行っている中小企業者（会社又は個人事業者）

助成対象期間：令和3年1月1日から最長12月31日（1年以内）

助成限度額：100万円（申請下限額10万円）

助成率：助成対象と認められる経費の1/2以内

公社 製品着手 検索 🔍



都公社 令和2年度製品改良／規格適合・認証取得支援事業

〈公益財団法人東京都産業振興公社〉

この事業は、国内外の市場ニーズへ適合させるために行う自社製品等の改良や、規格適合・認証取得（CEマーキング、ISO、IEC等）を支援する事業です。

助成限度額
500万円
(助成率 1/2 以内)

助成事業の対象

- A 【製品改良のみ】 自社製品等を市場ニーズに合わせるため改良
- B 【規格適合・認証取得のみ】 国内外の規格への適合評価・認証取得
- C 【製品改良及び規格適合・認証取得】 自社製品等を国内外の規格に適合させるために、改良をした上で規格への適合性評価・認証取得

活用事例

- メンテナンスフリーの海外市場ニーズに対応するため、より耐久性のある製品へ改良
- 自社の精密加工技術を活かして新たに医療機器市場に参入するため、QMS 省令（ISO13485）を取得
- 品質保証による社会的信頼や顧客満足の上昇を図るため、ISO9001 を取得
- 輸出先国の EMC 指令／低電圧指令／RoHS 指令等に対応するため、製品改良を行い、CE マーキングの適合性評価を実施

詳細は募集要項でご確認ください。募集要項・申請書様式は都公社ホームからダウンロードすることができます。

公社 製品改良 検索 🔍



区内小中学生対象 「いたばし未来の発明王コンテスト」アイデア募集事業

〈主催：板橋区〉

〈コンテストの趣旨〉

未来がもっと楽しくなる便利で役に立つアイデアを募集します。

- 応募資格 区内在住（在勤者のお子さんを含む）
- 募集テーマ（下記の2テーマのうちいずれか）
 - ① 自分や家族、友だちなど身近な人の生活に役立つものや暮らしが便利になるもの
 - ② 地域・社会・環境などの課題解決に役立つもの
- 応募期間 10月9日（金）

詳細は同封のチラシまたは板橋区のホームページをご覧ください。

いたばし発明王 検索 🔍



中小企業のBCP対策セミナー（環境管理研究会セミナー）

板橋環境管理研究会第1回研修会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症や気候変動による異常気象による自然災害などの緊急時の事業継続について、どのような対策を講じていく必要があるかを検討してる事業所もあると思います。そこで今回、BCPの基礎から新型コロナウイルス感染症等に対応したBCP作成のポイントについても解説を行う「中小企業のBCP対策セミナー」を実施いたします。

■日時 令和2年9月29日（火） 15時～17時
※オンライン配信 当日の内容を9月29日以降に期間限定で配信します

■講師 （一社）板橋中小企業診断士協会 理事
中小企業診断士、防災士、気象予報士 猿川 明氏



■会場 板橋産連会館3階会議室

■受講料 無料

■定員 会場：20名（先着順）、 オンライン：50名（先着順）

■申込み 同封のご案内または産連ホームページから申込書を
方法 ダウンロードし、必要事項をご記入のうえFAX、
E-mail等で産連事務局にお申込みください。
FAX：03-3962-0133
E-mail：mail@itabashisanren.org



今後の主な予定

開催日	行事	備考
9月3日	定期特殊健康診断	産連3階会議室
9月29日	板橋環境管理研究会 第1回研修会 「中小企業の BCP対策セミナー」	産連3階会議室



● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》